

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画こども局・こども未来課

法令名	児童福祉法			法令番号	昭和22年164号		
手続名	最低基準を維持するための児童福祉施設長に対する事業停止命令			根拠条項	第46条第4項		
処分基準	児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及びその一部を改正する省令等の規定を満たさないとき						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	こども未来課	交付機関	こども未来課	目次No.	7